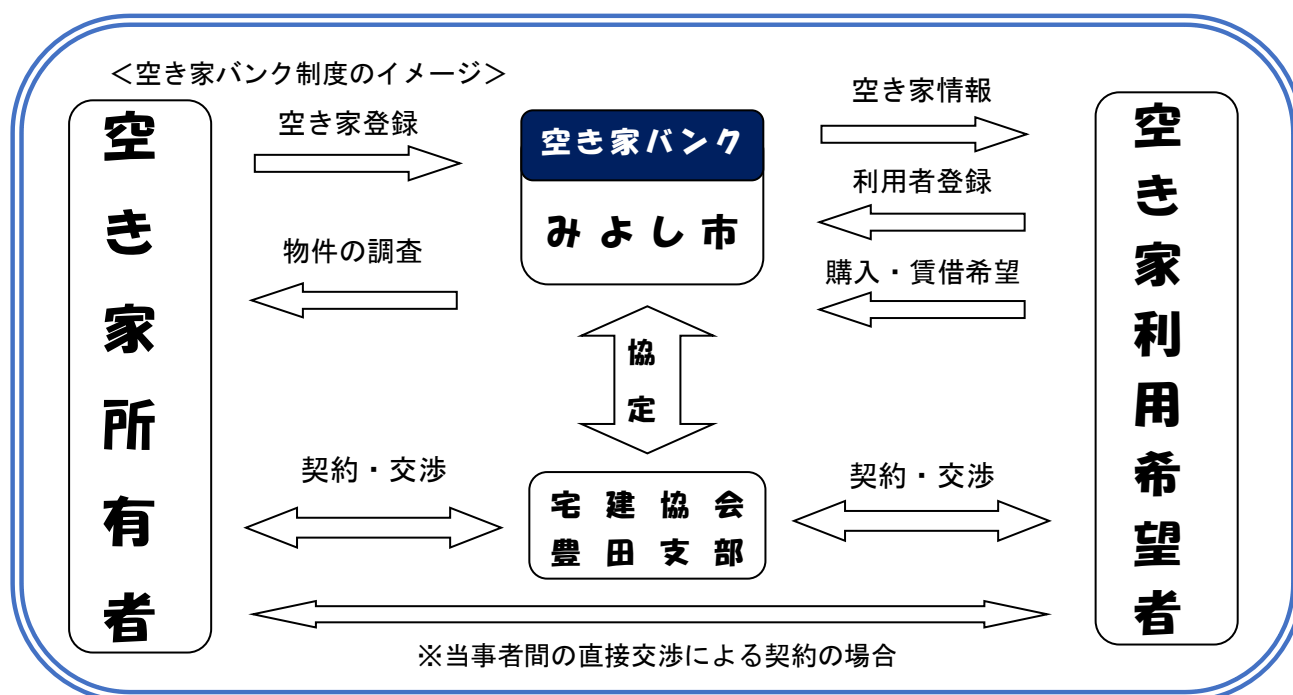


『空き家バンク制度』のご案内

みよし市では「空き家バンク制度」を創設し、物件の情報登録や情報閲覧など、空き家の有効な利活用ができるよう平成29年4月1日から運用を開始しました。

～・～・空き家バンク制度とは？～・～・

みよし市内に空き家と土地をお持ちの方が譲渡または賃貸を希望する場合に、その物件情報を空き家バンクへ登録していただき、みよし市に定住するために空き家を購入または賃借を希望する人にその登録された情報を提供することができる制度です。



●空き家を売りたい人、貸したい人
(所有者など)

都市計画課に空き家の情報登録申請



みよし市ホームページで空き家情報の発信

●空き家を買いたい人、借りたい人
(利用希望者)

みよし市ホームページで空き家情報を閲覧



利用者登録の上、入居希望し、交渉等を開始

【注意点】

- ・交渉や売買、賃貸借等の契約に、市は関与しません。
- ・契約に際し、所有者、利用希望者に仲介手数料等が発生する場合があります。

※詳細につきましては、宅地建物取引業協会にご確認ください。

《お問い合わせ》

- | | | |
|----------------------|------------------------|-----------------|
| ・みよし市 都市計画課 空き家バンク担当 | TEL0561-32-8021 (ダイヤル) | FAX0561-34-4429 |
| ・宅地建物取引業協会豊田支部 | TEL0565-34-2120 | FAX0565-33-6218 |